

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(2)	(1)	(4)	(1)	(1)	(3)	(2)	(5)	(2)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
87%	65%	89%	88%	90%	83%	80%	98%	60%	75%

1 幸福追求権

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 13 条後段)。
- (2) 誤り。 前科及び犯罪歴は、人の名誉・信用に直接かかわる事柄であり、みだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する (最判昭 56・4・14)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 45・9・16)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 44・12・24)。
- (5) 正しい。 判例は、無断で個人情報を開示した大学側の行為は、プライバシー権を侵害するものとして不法行為 (民法 709 条) を構成するとしている (最判平 15・9・12)。

2 地方自治

正解 (1)

- (1) 誤り。 事務監査請求の主体は、日本国民である地方公共団体の住民であって (自治法 12 条 2 項)、選挙権を有する者 (同法 75 条 1 項) である。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (自治法 84 条)。
- (3) 正しい。 事務監査請求 (自治法 75 条 1 項) の対象は、住民監査請求のように財務会計上の行為等に限らず、普通地方公共団体の自治事務、法定受託事務を含む、広く事務全般に及ぶあらゆる事務である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (自治法 141 条)。

3 条例と規則

正解 (4)

- (1) 正しい。 条例は、地方公共団体の議会が民主的過程を経て制定するものであることから、法律による個別具体的な委任なくして住民の権利・自由を制限し、義務を課すことができる (自治法 14 条 1 項、2 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 条例制定権の対象は、地域における事務及びその他の事務で法律又は

これに基づく政令により処理することとされるものに限られ（自治法 14 条 1 項、2 条 2 項）、国が直接執行する事務は対象とならない。

(5) 正しい。 枝文のとおり。

4 都道府県公安委員会

正解 (1)

(1) 誤り。 都道府県公安委員会の委員長は、委員の中から互選によって選ばれる（警察法 43 条 1 項）。委員長が国務大臣であるのは、国家公安委員会である（同法 6 条）。

(2) 正しい。 枝文のとおり（警察法 38 条 1 項）。

(3) 正しい。 枝文のとおり（警察法 38 条 2 項）。

(4) 正しい。 枝文のとおり（警察法 38 条 5 項）。

(5) 正しい。 枝文のとおり（警察法 42 条 2 項）。

5 教唆犯

正解 (1)

(1) 誤り。 正犯の窃盗（刑法 235 条）が未遂に終わった場合は、窃盗未遂犯の教唆犯として処罰される。

(2) 正しい。 枝文のとおり。

(3) 正しい。 枝文のとおり。

(4) 正しい。 枝文のとおり。間接教唆の場合、教唆犯と同様に正犯の刑が科される（刑法 61 条 2 項）。

(5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 64 条）。

6 放火罪

正解 (3)

(1) 正しい。 枝文のとおり。「放火」とは、目的物の燃焼を惹起させる行為をいい、作為・不作為を問わない。

(2) 正しい。 放火罪の既遂時期につき、判例は、火が媒介物を離れて目的物が独立して燃焼する程度に達した時に焼損が認められ、既遂に達するとしている（最判昭 23・11・2）。

(3) 誤り。 放火罪は公共危険罪であるところ、たとえ数個の現住建造物を焼損したとしても、1 個の放火行為により 1 個の公共の安全が害されたにすぎない以上、1 個の現住建造物等放火罪が成立する。

(4) 正しい。 枝文のとおり。なお、自己所有非現住建造物等放火罪（刑法 109 条 2 項）と建造物等以外放火罪（刑法 110 条）は具体的危険犯であり、具体的な公共の危険の発生が構成要件要素とされる。

(5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 113 条）

7 没収 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑法 19 条 1 項 1 号)。「犯罪行為を組成した物」とは、その物の存在が犯罪行為の不可欠な要素となっている物をいう。
- (2) 誤り。 殺人行為に用いられたけん銃・弾丸等は、犯罪行為のために使用された物といえるので、「犯罪行為の用に供した物」に該当する (刑法 19 条 1 項 2 号)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑法 19 条 1 項 3 号)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑法 197 条の 5 前段)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑法 197 条の 5 後段)。

8 現行犯逮捕 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 213 条)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。具体的には、実行行為の終了後おおむね 30 分から 40 分程度までの時間内にある者が、「現に罪を行い終わった者」とされている (最決昭 31・10・25)。
- (5) 誤り。 逮捕の状況、逮捕持における犯人の挙動等の状況が、犯行直後の生々しさを如実に示していれば、直接に犯行を目撃していなくても、被疑者を「現に罪を行い終わった者」と認めることができる。

9 無令状捜索・差押え 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 220 条 1 項)。
- (2) 誤り。 判例は、逮捕着手時の前後関係は問わないとしている (最大判昭 36・6・7)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。「逮捕の現場」とは、逮捕行為に着手した場所から逮捕を完了した場所までをいう。逃走した被疑者を追跡のうえ、逮捕する際、被疑者が逃走途中で証拠物を第三者の家屋や庭に投げ入れた場合には、そこも逮捕の現場に含まれる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。枝文の場合に、もし差し押さえるべき物があれば、被疑者に任意提出を求めて領置 (刑訴法 221 条) するか、捜索差押許可状 (同法 218 条 1 項) の発付を受けて差し押さえなければならない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

10 接見交通権 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。捜査機関が行う接見等の指定は、被疑者の防御権を不

当に制限するものであってはならず、実務上、逮捕中に1回は接見させるのが相当とされている。

- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 39 条 1 項）。
- (3) 誤り。 弁護人の接見交通権は、弁護人自身の一身専属的な固有権であることから、その使用人には及ばない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 勾留中の被疑者に対する弁護人の差入物については、留置担当者は、これを検査することができる（刑事収容施設法 191 条 3 号）。